

就労アセスメントについて



就労アセスメントは、障害者がそれぞれに最も適した「働く場」に円滑に移行できるようにするための支援であり、また障害者がそれぞれの「働く場」で安定して働き続け、働く力を伸ばしていけるようにするために行うものです。（就労アセスメントによって進路先が決まるわけではありません。）自治体によって、実施時期や実施方法が異なります。今号は中野区と新宿区です。

また、下記の表は今年度のもので、次年度以降は、変更の可能性もあります。

自治体	実施時期	対象者	実施方法
中野区	2年生か3年生の現場実習時	卒業後、就労継続B型事業所を希望する人	<ul style="list-style-type: none"> 就労継続B型事業所と就労移行支援事業所の両方をもっている多機能型事業所で現場実習をする場合、就労移行でアセスメントをとる日程を設定します。 多機能でない就労継続B型事業所での現場実習を希望する場合は、就労アセスメントをとるために就労移行支援事業所での実習を設定します。 <p>★就労アセスメントの受給者証は必要ありません。</p>
新宿区	3年生の12月～2月中	卒業後の就労継続B型事業所の利用先が決まった人	<ol style="list-style-type: none"> 希望する就労移行支援事業所で行うか、区からわーくすここからエールに依頼して行う。 就労移行支援事業所が就労継続B型事業所での実習中に出向き、就労アセスメントをとる。 <p>上記の①、②どちらかを選んで実施します。</p> <p>★就労アセスメントの受給者証は必要ありません。</p>

相談支援事業について

これまで福祉サービス（短期入所や放課後等デイサービスなど）を利用している方は、「障害児支援利用計画案」（18歳以上になると「サービス等利用計画案」）を相談支援事業所で作ってもらう必要があるため、既に相談支援事業所とやり取りをしているかと思います。相談支援事業所は「利用計画案」という書類を作ってくれるだけでなく、日々の暮らしについての相談にもものってくれるところです。「悩みを解決するためには〇〇というサービスを使うと良いですよ」だったり、時間の過ごし方のアドバイスなど、一人一人に即したお話をしてくれます。相談支援事業所以外にも、地域の生活支援センターも同様に相談事を聞いてくれます。福祉行政の窓口としては福祉課・福祉事務所もありますが、福祉課・福祉事務所に直接行く前に、相談支援事業所や地域の生活支援センターを訪ねてみる方が身近で話がしやすいかもしれません。

福祉サービスの利用をしていなくても、相談支援事業所とのつながりをもてると良いですし、「相談」というほどではない、「はっきりとはしていないけれど、もやもやとした困りごとや不安な気持ち」を地域の生活支援センターは受けてくださいますので、顔をだしてみると良いかと思います。